

# 福祉生活病院常任委員会資料

(令和6年3月5日)

【 件 名 】

■令和6年度国民健康保険事業費納付金等の算定について

(医療・保険課) . . . 2

福 祉 保 健 部

# 令和6年度国民健康保険事業費納付金等の算定について

令和6年3月5日  
医療・保険課

- 平成30年度の国保制度改革に伴い、都道府県も市町村と一緒に国保の財政運営を担う役割が付加されることとなり、県が保険給付に必要な額を交付する代わりに、市町村は県に対して国保事業費納付金（以下「納付金」という。）を納付するという仕組みとされています。
- 令和5年12月末に国から示された納付金等の算定に必要な確定係数に基づき、令和6年度の納付金等を算定したことから、その結果を報告します。

## 1 納付金等の算定結果

県全体の納付金額 約119.8億円（前年度比 約16.5億円の減）

### 【市町村別の納付金額】

市町村	被保険者 数推計 (人)	医療費 指数	令和6年度 納付金額 (円)
鳥取市	32,288	1.0089	3,779,728,028
米子市	24,111	1.0464	2,977,365,727
倉吉市	8,796	0.9547	1,033,335,917
境港市	5,444	1.0727	654,880,361
岩美町	2,275	1.1147	254,773,181
若桜町	574	1.2004	74,647,904
智頭町	1,449	0.9475	153,028,389
八頭町	3,162	0.9421	354,249,014
三朝町	1,210	1.0343	135,687,354
湯梨浜町	3,067	1.1034	387,892,235
琴浦町	3,487	1.0210	440,849,815
北栄町	3,322	0.9392	455,745,529
日吉津村	616	1.0441	90,149,150
大山町	3,558	1.0188	425,438,342
南部町	2,007	1.1691	251,879,794
伯耆町	2,324	1.0736	277,792,939
日南町	812	1.1429	118,016,614
日野町	549	1.0988	61,922,357
江府町	455	1.1743	54,159,413
合計 (または平均)	99,506	1.0583	11,981,542,063

### (参考)

令和5年度 納付金額 (円)	納付金額の差 (R6-R5) (円)
4,359,788,004	▲580,059,976
3,342,385,634	▲365,019,907
1,177,879,477	▲144,543,560
757,891,250	▲103,010,889
307,648,961	▲52,875,780
79,122,379	▲4,474,475
171,160,861	▲18,132,472
397,424,310	▲43,175,296
162,401,194	▲26,713,840
419,080,945	▲31,188,710
508,298,762	▲67,448,947
506,151,025	▲50,405,496
85,364,051	4,785,099
497,647,831	▲72,209,489
274,723,471	▲22,843,677
312,189,967	▲34,397,028
142,670,988	▲24,654,374
69,609,107	▲7,686,750
61,997,820	▲7,838,407
13,633,436,037	▲1,651,893,974

## 2 令和6年度納付金の主な概要

### (1) 納付金額について

納付金算定の基礎となる令和6年度診療費総額について、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行が進んでおり、被保険者総数が減少傾向にあること等を勘案し、令和4年度までの実績値をもとに、前年度の推計値より診療費総額が減少するものと推計し、医療分の納付金は前年度に比べ約17.3億円減少した。

一方で、後期高齢者人口の増加及び現役世代の減少の影響を受け、後期高齢者支援分の納付金が前年度から約0.5億円増加し、介護納付金分の納付金が前年度から約0.3億円増加したため、県全体の納付金額は16.5億円程度減少する見込みとなり、前年度と比較し12.12%の減額となった。

令和5年度 納付金：約136.3億円

令和6年度 〃：約119.8億円 約16.5億円減（約12.12%減）

### (2) 算定の条件について

- 納付金算定のルールについては、市町村と協議しながら合意を得て進めている。
- 特に、医療費指数反映係数 $\alpha$ の取扱いについては、保険料水準の統一の議論と合わせて、逡減実施時期等について引き続き市町村と協議中のため、令和6年度は今年度と同様に医療費指数を反映する（ $\alpha = 1$ ）ことで市町村の了承を得た。
- また、国保運営協議会でも医療費指数の取扱いなど、納付金算定のルールについて了承を得た。

## 3 今後の市町村における事務の流れ

1の納付金額を基に、市町村がそれぞれ算定方式や予定収納率、市町村に直接交付される公費、また、繰越金や市町村財政調整基金からの繰入等を総合的に勘案して、保険料率を決定、賦課・徴収することとなる。